

## 後見等開始の審判の取消し申立てについて

### 1 概要

(1) 本人の判断能力が、保護を必要としない状態に回復した場合には、裁判所は、申立てにより、後見開始の審判等を取り消さなければなりません。

### (2) 申立権者

後見人等，本人，配偶者，四親等内の親族等

### 2 申立てに必要なもの

収入印紙 800円分

郵便切手 500円×2枚，100円×5枚，84円×10枚，  
20円×10枚，10円×10枚，5円×10枚，  
1円×10枚

申立書

申立人及び本人の戸籍謄本

(すでに裁判所に提出している場合は、変更がなければ再度の提出は不要。)

申立人及び本人の住民票

(すでに裁判所に提出している場合は、変更がなければ再度の提出は不要。)

診断書